

「ド ラ ッ グ」 経験者の ライフヒストリー (2)

— フィールドに基づく薬物乱用防止カリキュラム開発 —

白 松 賢

(学校教育講座・教育学研究室)

(平成18年6月2日受理)

Drug abuse prevention program based on life history

Satoshi SHIRAMATSU

I. 問題設定

近年、薬物乱用防止教育に関わっている専門家は、啓発段階の終焉を語るようになってきている(大久保1998、1999)。一方で、その啓発が学校現場において行き届いていない現実も依然として指摘されて続けている(水谷2001)。すなわち、薬物乱用防止教育には、啓発が必要と言及されながらも同時に、啓発では効果が薄いという<語り>があり、ダブルバインドが生じている。そのため学校教育において、このダブルバインドが実践の不確実性を高め、同時に薬物乱用防止教育における実践知の蓄積を阻害する要因となっている。具体的に論じるならば、外部講師を招いた薬物乱用防止啓発教室を企画した場合、「薬物乱用防止教育を行った」という事実づくりに陥ったり、「一回の外部講師を招いても若者の薬物使用は止められないだろう」という教育効果への疑義を抱いたままの実践となるなど、薬物乱用防止教育の在り方や教育効果をめぐる懐疑的な<語り>が教育現場に存在する。

この薬物乱用防止教育のダブルバインドは、啓発教育の推進の在り方に由来する。薬物乱用対策推進本部が設置され、「薬物乱用防止五か年戦略」(平成10年)「薬物乱用防止新五か年戦略」(平成15年)が発表された。その中で、中学校・高等学校における薬物の危険性の啓発推進が強調され、教育現場でも薬物乱用防止教育が義務づけられるようになってきている。このような教育行政を主体とするトップダウン型の教育改革は、二つの両義性を含む結果を産出する。第一は正の効果であり、義務づけられることによって多様かつ進歩的な実践が生じることであり、第二は負の効果であり、義務づけられることによって、事実として実践をこなすだけになる。現実

には、予算配分を受けた推進校を除き、外部講師の招聘にも制限があり、度重なる教育改革で増大する多忙化感を抱える教育現場では、後者になる場合が少なくない。

ではこの現状から、何を考えるべきであろうか。

まず大久保(1998、1999)の指摘は、啓発教育に意味がないということを論じている訳ではないことを確認しておきたい。それは精神科医として薬物使用者と関わる経験における実感であり、啓発教育とは異なるアプローチの必要性を示している。とするならば、啓発段階の終焉は、<事実づくりとしての薬物乱用防止教育>の終焉を意味していることを理解すべきである。

ここで養護教諭、生徒指導主任、体育の教師を中心として、実践の蓄積がなされている一部の義務教育諸学校に目を向けて。これらの熱心に(比較的熱心に)取り組んでいる学校において、薬物乱用防止教育は大別して二つのアプローチから行われている。

一つは、ドラッグの危険性に関する若者の無知が興味・関心を生み出していることを前提に、「ドラッグの怖さ」(身体的・精神的・社会的危険性)を医療と司法の観点から強調する危険啓発型アプローチである。このアプローチには学校薬剤師、医師、警察官等の外部講師を中心とした講演形式と、児童・生徒が調べ学習をして発表するパビリオン形式の二つが主として用いられている。

いま一つは、ロールプレイ(場面指導)を用いた意志決定型アプローチであり、新たな教育方法として現在の学校教育のなかで取り組まれている。その主眼は、ソーシャルスキルとして「<NO>と断る意志形成と方法の体得」にある。このアプローチでは、薬物乱用の原因として「<NO>と言えない状況(主として強制と騙しに

による勧誘)」と「<NO>という技術のなさ」が設定されている。

しかしながらこれらのアプローチに関して、フィールドワークの知見から筆者は危険性啓発型アプローチに潜む問題とともに、意志決定型アプローチにおける「<NO>といえない状況での勧誘」という前提を問題として指摘してきた(白松2004、2005)。

そこで本稿では、「ドラッグ」経験者(1)のフィールドワークによる知見から薬物乱用防止教育の根本的な問題点を確認・整理した上で、これらのアプローチの再考や方法的な拡張とともに、実践的なカリキュラム開発の方向性を提起したい。

II. フィールドワークにおける知見の概略

ここでは、①「脱法ドラッグ経験者」のフィールドワークデータ(5名)と②オーストラリアで行った「ドラッグ経験者」への2003年調査(13名)のデータと2004年調査のデータ(12名)に基づくライフヒストリー分析結果を要約して記述し、まずフィールドに基づく知見として薬物乱用防止教育の問題点を確認しておきたい。また本稿のフィールドノーツやインタビューデータで用いている人名は全て仮名であることを注記しておきたい。

1. 「脱法ドラッグ」経験者の脱「ドラッグ」カテゴリー化

まず危険啓発型アプローチにおける「ドラッグ」に関する危険のレトリックが、使用者の相互作用の中で脱構築されている状況を確認しておきたい⁽²⁾。

「脱法ドラッグ(マジックマッシュルーム)」⁽³⁾を使用していたメンバーへのフィールドワークの結果を具体的に要約すると、第一にメンバー(ユーザー達)は「違法行為」や「ドラッグ」とみなす者とみなさない者の相互作用を特定の文脈とし、「合法」「ナチュラル」カテゴリーを用いて、脱法ドラッグの脱「ドラッグ」カテゴリー化を達成してきた。第二にフィールドにおけるメンバーは自らの経験を優位に置き、「ドラッグ」を逸脱／社会問題化する公共の言説や逸話を脱法ドラッグの安全性を語る資源として用いてきた⁽⁴⁾。

コーポラスへのインタビューにおいて「ケミカル」とい

うカテゴリーが用いられた際、「さっきさあ、ケミカルって話でたけど。そのナチュラルとケミカルっていうのを、コーポラス自身が学習した時って」と聞き始めた私の質問を遮って、彼は以下のように答えた。「ううん。普通にあるんですよ。紙切れみたいにLSDとか。で、見ていったら、ケミカルとナチュラルに分けられて。で、マリファナの方は大丈夫ちゃうんかなっていう内容やったけど。ケミカルの方は、種類はすごいわ。で、もう。中毒性があるっぽい話も聞くし。で実際に、ケミカルやったことあるやつで、薦めるような奴で、人間的に思える奴とか、認められるような奴がおらんかったんです。ちょうど、俺の時は。マリファナを、なんか、やつとった人でも、『絶対ケミカルやるな』っていう人は、ケミカルやるなっていう人の方が、正しい人が多かった。」

(2001/7/3)

メンバーへのフィールドワークでは、「ドラッグ」をめぐる公共の文化(言説やその言語的資源によって構築されるイメージ)が、それぞれメンバーの独自の伝承(経験)と結びついて「ローカルな文化」(「ナチュラル」は安全な嗜好品という<語り>)を形成している過程(Gubrium and Holstein訳書 1997)が明らかになった。

「ドラッグ」というカテゴリーに対して、我々の多くは「危険」「依存症」「やめられない」「幻覚」「幻聴」という負のイメージを投影している⁽⁵⁾。それ故、「ドラッグ」使用の原因について、使用者の無知、すなわち没理性のレトリック(Ibarra and Kitsuse 訳書 2000)で語る。ところがある若者らにとっては「ドラッグ」というカテゴリーに対して、「おもしろそう」「気持ちよさそう」「かっこいい」というイメージが投影されている。ここに薬物乱用防止教育のパラドックスが存在する。どのように危険性を強調したとしても、すればするほど、ある一定の児童・生徒には興味・関心を助長する可能性を孕んでいたり、あるいは使用時に自己の経験とのズレから、学校教育において伝達される知識への疑問を増大させ、むしろ啓発への批判的な<語り>につながる可能性が生じる。

2. 使用者と非使用者の共生

～「ドラッグ経験者」へのフィールドワークから～

次に「ドラッグ」の勧誘を巡る相互作用が「儀礼的無関心」という＜問題化されない経験＞として構成されること、また「ドラッグ」ユーザーの「閉鎖的な逸脱集団」や「強制的な勧誘」のイメージとは異なる相互作用が「ドラッグ」の問題経験化を回避させていることが明らかになった⁽⁶⁾。

白松「(マリファナに) 誘われたりはしないの？」
リエ「誘われたりはしますけど。吸ってる人みんな
をまきぞえにするとかそういうのじゃなくって
なんていうか‥」
白松「吸いたい奴は吸えばっていう感じ？」
リエ「わりと。だからね、自分じゃないから勝手にしてれば?って。あまり気にしない。私が最初にこっちに来た時は私以外のみんな全員やってましたからねー。来たばっかりだったから噂では聞いてたんですよ。結構みんながしてるとかって。ほんとみんな吸ってるわーってびっくりしちゃって。」
白松「その後誘われたりはしなかった？」
リエ「あー、別に。なんともない。」

(2003/12/17 リエ)

彼ら彼女らにはマリファナやスピードをするメンバーとの関わりを持った場合、実際に誘われたり、周囲のメンバーが「ドラッグ」を使用している状況にいながらも、使用せずに人間関係を維持している経験が語られる。このような勧誘は「脱法ドラッグ」を仲間内のメンバーに広めたコージロウの＜語り＞からも理解されよう。

白松「友達に紹介してるやん。そういった時に、不安がったりはせん？ やろやろ、みたいな感じ？」
コージロウ「いや、最初は不安がりますね、やっぱり」
白松「それはどうやって言った？」
コージロウ「無理矢理薦めん時点で、やっぱ信用してもらえたから、うん。あとは今までに、どこどこ、どの映画がおもしろいから一緒に行こうやあ、つってホントおもろかったりとか。そういうのの積み重ねで。…無理矢理には、食わせてないから。やりたかったら、一緒にやるって？」
(2001/7/3 コージロウ)

彼ら彼女らはメンバー内の相互作用において、「無理矢理」ではなく、メンバーの関心に応じて勧誘するという関わりを有している。ここには強制や騙しによる勧誘よりも、もっと巧妙な勧誘の有り様が示される。「人々の日常の出会いにおいてやたらと攻撃的態度や非協力的態度を示すことは、相互作用を混乱させるだけで、トラブルメーカーの誇りを受ける」(宝月 2004年、51頁)と指摘されるように、「ドラッグ」を問題化する相互作用ではなく、その場を問題化せずにやり過ごす関わり、すなわち「儀礼的無関心」による相互作用が彼ら彼女のくいま、ここを生きるためのスキルであり、そのスキルによってユーザーと非ユーザーの共在が可能となると同時に、非ユーザーの「ドラッグ」に許容的な文化への接触の継続性をもつようになる。そのため、差異的接觸論 (Sutherland and Cressey 1960) で指摘されるように、「ドラッグ」に許容的な＜語り＞の了解可能性は拡大され、使用可能性は拡大されると考えられる。

III. 薬物乱用防止教育プログラムの実践的課題

この二つのフィールドワークの経験から、以下の二点が指摘されよう。

フィールドワークから示される第一の課題は「薬物乱用の危険性を過度にデフォルメしたり、過度に一元化しないこと」である。欧米における薬物乱用防止教育の中で指摘されるように、薬物乱用防止教育において啓発を強化することは危険性を過度にデフォルメして強調すること、あるいは一元化することではない。危険性の過剰な強調や一元化は、薬物使用者の経験の解釈の多様性と多義性によって無効化される可能性に留意するべきであろう。

確かに我が国の薬物乱用防止教育の主流は予防的な危険性啓発型アプローチであり、「ドラッグ」へのアクセシビリティの高まる現在 (大久保1998、近藤2000) ではその効果を期待しにくい側面もある。そのためには、＜脅し＞の教育にとどまるのではなく、＜気づき＞の教育という視点が重要である。

＜気づき＞とは、危険啓発型アプローチにおける薬物の身体的・精神的・社会的危険性の＜語り＞は、薬物の使用経験者にとっても、後に人生史を振り返った場合、「ドラッグ」経験の問題に気づく遡及的解釈資源となる

ことへの理解と配慮である。そこで「デフォルメされた＜他者の経験＞」ではなく、科学的な理解と事実提示に基づいた薬物乱用防止教育の在り方を再構成する必要がある。過度の「デフォルメ」や「一元化」は、＜気づき＞よりも＜脅し＞に主眼があることで生じる。というのも、危険を啓発しても、若者の薬物使用が発覚すると、さらに危険性を強調する、というデフォルメと一元化を強化するループに陥るためである。

もし事実の提示を越えて、「ドラッグ」に関する問題を語ろうとするならば、「幸せに生きるとはどういうことだろう？」「そこに幸せはあるだろうか？」といった＜気づき＞を生みだすように配慮すべきであり、そこにこそ、学校教育で薬物乱用防止教育を行う意義があろう⁽⁷⁾。例えば『夜回り先生』で著名な水谷先生の講演や著作には、子どもに幸せであたたかい生活を送って欲しいという願いがあり、危険性の偏ったデフォルメではなく、＜気づき＞を求める生の実体験で構成されている（水谷1998、2004等）。

第二は意志決定型アプローチの課題である。現実に若者の生活世界には多様な勧誘の在り方が存在する⁽⁸⁾。フィールドワークによるライフヒストリー分析において、「無理矢理勧誘された」という経験は存在していなかった。むしろ、その勧誘経験が、親しい友人や恋人の日常的な相互作用^{やりとり}の文脈の中に埋め込まれていた。

この含意は、我々の生徒指導実践を路頭に迷わせるものである。というのも、これは予見的生徒指導の対象とする兆候の不可視性を示している。もし彼ら彼女らにとって「ドラッグ」をめぐる勧誘が問題経験とならなかつた場合、使用者と非使用者の共生世界が広がり、あとは「やるか」「やらないか」の選択が運とタイミングに支配されることになる。この状況は、「使用者」VS「非使用者」の二項対立式による若者の生活世界の理解ではなく、それらの混在し共生する生活世界という理解が求められている⁽⁹⁾。すなわち、我々の想定する「勧誘」を内省し、若者の日常世界のフィールドワークに基づき、実践を再構成する必要が求められる。

IV. カリキュラム分析 一特別活動を中心について

どちらのアプローチであれ、薬物乱用防止教育には、＜失いたくない生活＞というリスクマネジメント

が前提として存在している。すなわち、ソーシャルスキルを断る技術の体得という技能訓練に偏るのではなく、子どもたちが自己実現を目指した生き方をすることができるよう働きかけ、子どもたちに＜失いたくない生活＞を獲得させることが求められる⁽¹⁰⁾。

そこで薬物乱用防止教育のカリキュラム開発に向けて、二つの方向性を指摘したい。第一は、危険啓発型アプローチの学校段階カリキュラムモデルの構築である。

例えば、薬物乱用防止教育支援体制推進委員会の設置されている愛媛県においても、各学校段階での薬物乱用防止教育の内容は各学校に委託しており、十分なカリキュラムモデルが構築されていない。もちろん、小学校で「タバコ・アルコール」、中学校で「タバコ・アルコール・シンナー・麻薬や覚せい剤等」、高校で「タバコ・アルコール・シンナー・麻薬や覚せい剤、MDMA等のドラッグ等」のように、薬物乱用防止教室の対象とする「ドラッグ」の種別は若干異なる。しかしながら、中学校や高等学校では生徒指導上の問題から、「タバコ・アルコール」を中心に行われており、同じ話の繰り返しという生徒の感想は否めない。学校間での調整や打ち合わせを要求されても、その時間の確保が困難であったり、中心となっていた担当者の移動等により、実質的な連携がとれないという問題もある。そこで、薬物乱用防止教育の学年段階カリキュラムモデルを構築し、推進することが行政に求められており、そのためには、school-basedで行われている薬物乱用防止教育の実践を集約し、学校現場で実践しやすいモデルを構築することが求められている。

第二は学校における教育内容と薬物乱用防止教育の内容とを関連づけ、薬物乱用防止教育を「切り口」として、各学校の教育目標の達成に向けた実践を行うことである。学校の教育活動とは別に、薬物乱用防止教育を単体として実践することには、困難な状況にある。例えば、薬物事犯の検挙のないエリア、あるいは非常に検挙率が低いエリアでは、保護者の理解を得ることが困難と判断されたり、教員の理解が得られなかつたりすることもある。

そこで、薬物乱用防止教育を「切り口」として、実践を行う方法がある。現実の学校では、人権教育や生き方指導に絡めて薬物乱用防止教室を行っているように、学校での教育活動における学びを深化・拡充する機会とし

て設定することが実践を豊饒化することにつながる。

例えば、薬物乱用防止教育に関わりの深い活動領域である特別活動を例として考えてみたい。

前述したように、危険啓発型と意志決定型、薬物乱用防止教育のどちらのアプローチにも、まず<失いたくない生活>という前提が重要であることを論じた。危険性を理解し、それに伴った行動をするためには、自分の体を大切にしたり、将来の生活を失いたくないという認識が大切となる。この前提は、生き方指導における<よりよく生きる>という課題とも通底している。

しかしながら、コンサマトリー化として言及されるように、将来の生活よりも、現在の生活における快楽志向が現代の若者文化の特徴として指摘されている。この現状では、「自己実現目標」や「自尊感情」の有無が、問題に深く関わってくる。すなわち、ここから、特別活動における目的や活動そのものが薬物乱用防止教育の目的であり、かつ効果を支える土台となっていることを理解することができよう。

また勧誘を巡る「トラブル」に関するフィールドワークの知見からは、「ドラッグ」に関する相互作用^{やりとり}が「トラブル」として立ち現れるのではなく、儀礼的無関心によって非「トラブル」化される解釈過程が明らかとなった。これは「ドラッグ」の危険性を了解しているか、していないかという危険性啓発の問題だけでなく、「ドラッグ」を巡る相互作用上の解釈過程の問題を示している。

例えば、ある者にとって、ある行為を「イジメ」として定義する状況であっても、周囲の者にとっては「ふざけ」「笑い」というフレームが適用されることによって、その者たちの相互作用上、「イジメ」という解釈が成り立たないことがある。とりわけ、儀礼的無関心という相互作用スキルによって、リアリティ分離は解消されることなく、分離した解釈過程が進行することになる。

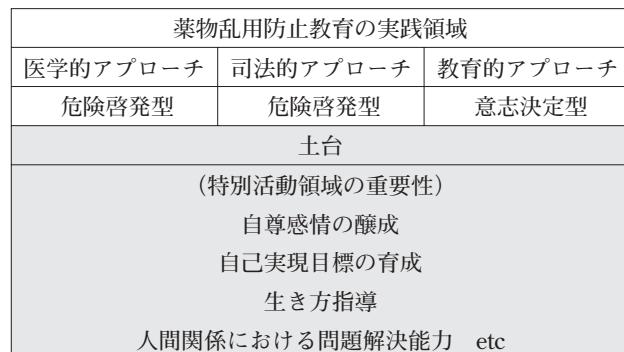
こういった相互作用における解釈過程は、若者達のソーシャルスキルや問題解決能力の課題⁽¹¹⁾に直結する。特別活動では、学級や学校生活の中でおこる個人あるいは集団の問題解決を通して育まれる力、すなわち問題状況に出会った時に生きてはたらく力の育成がめざされているものの、若者達の相互作用の中では、非「問題」化的ソーシャルスキル、問題を非「トラブル」化することで解決するという問題解決能力が用いられている。

この現状では、特別活動の果たす役割を見直し、子どもたちが自分たちの手で学級や学校における問題を考えているか、問題化したり、問題を解決したりする力を育んでいるか、が重要となる。すなわち、特別活動で培った力が薬物乱用防止のスキルにつながるという視点で、薬物乱用防止教育と特別活動を関連づける必要がある。

V. まとめと課題

本稿ではフィールドワーク（ライフヒストリー分析）の結果と特別活動を事例としたカリキュラム分析において、（1）薬物乱用防止カリキュラムモデルの構築と、（2）カリキュラム全体における薬物乱用防止教育の位置づけという二つの方向性で、実践を拡張する必要性があることを論じた。すなわち、薬物乱用防止教育の実践的拡張とは、薬物乱用防止教育の時間をいたずらに増加させることではなく、薬物乱用防止教育の土台として、学校における教育諸活動を充実させることを意味する。

図1 薬物乱用防止教育の概念図



具体的には、図1の概念図に示すように、カリキュラムの関連づけを行い、薬物乱用教育の実践を再構成する必要性が明らかになった。多くの薬物乱用防止教育（危険性を主とする医療的・司法的アプローチ）は<失う生活のリスク>を前提になりたっているが、<失いたくない生活><よりよく生きる意欲や態度><問題解決能力>の育成、すなわち教育的アプローチこそ、学校教育の目指すものであり、薬物乱用防止教育の中で捉えの不足している領域である。

例えば特別活動を事例として言い換えるなら、児童・生徒自身の手でよりよい学校を創る児童会・生徒会活動の脱形骸化や学級における諸問題の解決活動等を重視し、自分たちの手で問題に取り組ませることである。こ

の経験を通して人間関係づくりを行い、問題解決能力や自尊感情を育成することであり、これらの諸活動と有効に関連づけられた薬物乱用防止教育プログラムが求められることを意味している。

もちろん若者問題に目を向けた場合、自尊感情の低さ、弱い規範意識や人間関係能力の低さ、乏しい将来像といった現状に、現在の学校教育の課題そのものが表れている。本稿では実践的拡張の方向性を示すことに主眼があったが、具体的な実践知の積み重ねを今後の課題として言及しつつ、稿を閉じることにしたい。

○本報告は平成15～17年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究（B））の助成を受けた研究成果の一部を報告するものである。

註

(1) ここでいう「ドラッグ経験者」は違法な「ドラッグ」の現使用者ではないことを、あらためて強調しておきたい。「身近でドラッグについて見聞きしたり、誘われたりしたことがある」「かつてドラッグの使用経験があるが現在は使用していない」という者のみに調査は限定している。すなわち、「ドラッグ経験者」というカテゴリーは調査時に違法「ドラッグ」を使用している者を含んでいないことを意味する。

(2) 詳細は白松2004を参照いただきたい。

(3) コージロウラへの調査を行っていた当時、マジックマッシュルームは「脱法ドラッグ」として流通していたが、「麻薬、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令」（2002年5月7日付）が公布され、サイロシビン及びサイロシンを含有するきのこ類（いわゆるマジックマッシュルーム）は、2002年6月6日より麻薬原料植物として法的に規制されるようになった。

(4) 他のメンバー4名も、同様の＜語り＞を行っている（白松2004）

(5) あるカテゴリーに付随する関心の構図として理解される（Gubrium and Holstein訳書1997）

(6) 同様の＜語り＞にはリエの他に、ゴウ、ミヨラがおり、「脱法ドラッグ」経験者で使用を勧められ

た4名もコージロウの＜語り＞を裏付ける話をしている。

(7) この含意は＜気づき＞に最大限の願いや想いを込めるることを意味し、「ドラッグ」への寛容な態度をするということではないことを誤解のないように記しておきたい。また＜気づき＞としては、「楽しい」を追求する意識や態度ではなく、「よりよい生活」を志向する意識や態度の育成を目指したい。そのキー概念が「幸福感の追求」であろうと現在は考えているが、実践的に今後追求していきたい。

(8) フィールドワークの経験でも、自己実現目標の明確な者多くの多くは「ドラッグ」の勧誘を断っていた。

(9) 大久保1999は、この二項対立図式で説明できない若者、特に機会的使用者について「グレイゾーンにいる若者」と表現しており、換言するとある一定のat-risk youthをグレイゾーンと呼ぶが、本稿では、全ての若者がat-riskになりうるという状況を示すため、あえてグレイゾーンという用語を用いていない。

(10)もちろん勧誘の場面指導（ロールプレイング）では、「ドラッグ」の入手方法や使用方法を教えることにつながらないような配慮が必要である。

(11) この課題とは、私たち教育する側の望む課題であることには留意しておきたい。彼ら彼女らにとって課題かどうかには、リアリティ分離が存在する可能性がある。

引用及び主要参考文献

- Emerson, Robert M and Sheldon L Messinger 1977, "The Micro-Politics of Trouble", Social Problems, Vol.25, No.2, pp.121-134.
- Emerson, Robert M, Fretz, Rachel I and Linda L Shaw 1995, Writing Ethnographic Fieldnotes, The University of Chicago, (=1998 佐藤郁哉・好井裕明・山田富秋訳、『方法としてのフィールドノート』、新曜社)。
- Gubrium, Jaber F and James A, Holstein 1990, What Is Family?, Mayfield Publishing Company, (=1997 中河伸俊・湯川純幸・鮎川潤訳 『家族とは何か 一そ

- の言説と現実』、新曜社)。
- Gubrium, Jaber F 1993, "For a Cautious Naturalism", Holstein, James A and Gale, Miller, Reconsidering Social Constructionism, Hawthorne, NY:Aldine de Gruyter, pp.89-101.
- Holstein, James A and Gale, Miller 1993, "Reconstituting the Constructionist Program", Holstein, James A and Gale, Miller, Reconsidering Social Constructionism, Hawthorne, NY:Aldine de Gruyter, pp.241-250, (=2000 鮎川潤訳、「構築主義プログラムの再構成」、平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学』、世界思想社、105-121頁)。
- 宝月誠2004 『逸脱とコントロールの社会学－社会病理学を超えて－』、有斐閣。
- Ibarra, Peter R and John I, Kitsuse 1993, "Vernacular Constituents of Moral Discourse: An Interactionist Proposal for the Study of Social Problems" , Holstein, James A and Gale, Miller, Reconsidering Social Constructionism, Hawthorne, NY:Aldine de Gruyter, pp.25-58, (=2000 中河伸俊訳、「道徳的ディスコースの日常言語的な構成要素」、平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学』、世界思想社、46-104頁)。
- 近藤恒夫 2000、『薬物依存を越えて』、海拓舎。
- Maanen, John V 1988, Tales of the Field: on Writing Ethnography, The University of Chicago, (=1999 森川渉訳、『フィールドワークの物語』、現代書館)。
- 水谷修1998 『さらば、哀しみの青春』、高文研。
- 水谷修2001 『薬物乱用 一今、何を、どう伝えるか－』、大修館書店。
- 水谷修2004 『夜回り先生』、サンクチュアリ出版。
- 中河伸俊 1998、「レイベリングからトラブルの自然史へ」、山田富秋・好井裕明編『エスノメソドロジーの想像力』、せりか書房、105-120頁。
- 中河伸俊 1999、『社会問題の社会学－構築主義アプローチの新展開』、世界思想社。
- 大久保圭策 1998、「最近の青少年の覚醒剤乱用問題の現状と課題」『月刊少年育成』、2月号、8-14頁。
- 大久保圭策 1999、「『ダメ、絶対！』が崩れたら」『月間少年育成』、12月号、30-36頁。
- Pollner, Melvin 1987, Mundane Reason, Cambridge University Press.
- Sacks, Harvey 1979, "Hotrodder : A Revolutionary Category" in Psathas, George ed, Everyday Language : Studies in Ethnomethodology, Irvington Publisher, pp.23-53, (=1987、山田富秋他訳、「ホットロッダー－革命的カテゴリー」、山田富秋・好井裕明・山崎敬一編訳『エスノメソドロジー』、せりか書房、19-37頁)。
- 酒井朗 2000、「『逸脱』の社会学・入門」、苅谷剛彦・濱名陽子・木村涼子・酒井朗『教育の社会学－<常識>の問い合わせ方、見直し方』、有斐閣アルマ、54-71頁。
- 白松賢2002 「脱法ドラッグ・ユーザーのライフヒストリー－ある機会的使用者に着目して－」『愛媛大学教育学部紀要』第I部(教育科学)、第49巻、31-41頁。
- 白松賢 2004 「マジックマッシュルームとは何か？－公共の言説とせめぎあう使用者の経験－」『教育社会学研究』第74集、189-207頁。
- 白松賢 2005 「『ドラッグ』経験者のライフヒストリー(1)」『愛媛大学教育学部紀要』、第52巻、第1号、23-30頁。
- Sutherland,E.H. and D R, Cressey 1960(6th edition), Principles of Criminology, J. B. Lippincott Company (平野龍一・所一彦訳『犯罪の原因』有信堂、1964)。